

辰七十六

291
● /
/

諸國名義考

上

續編卷之六

續編卷之六

卷之六

藤原彦麻呂大人著

諸國名義考 全二冊

ひ事は該國の名義といふ如の事と
どくち古人よりの名をあくとあくとあく
くらくの名をいふとよくとよくとある
うれふとくり人古學の事とくとくと
るる事と事とくとく

諸國名義考序

掛ま久母安や尔畏炎。二柱御祖比神触。生
东々多ます。大御國稱て。世。有。故。は。一。米。
大八嶋。そひて。ハ乃嶋。も。有。ける。年。ほ。や
字。や。く。尔。数。く。六。わ。す。れ。て。わ。じ。尔。六。十。四。而。そ
八。國。せ。ね。と。作。書。高。理。き。湯。高。被。は。え。も。
大。名。持。少。彦。名。北。大。神。も。相。並。ハ。て。作。紀。

かへるな。候方す。神代より。故のをひ
庭。山平壠。赤い川を隔てし。海を跨ぎ
して。久國形多。備はりて。そよきむ。よむ
六十餘。八國や。まわる。中ふは。或は上下
東われ。或は道の。その中。そのほや。花
て。も名は。五十鈴。八國。かすあ。きる。是の
名の故ゆ。そのは。先の事。うらむす。ふ。そは

ちゆの。もすて。ぬゆ。よく。ふと。れる。も。け
ゆ。あ。う。み。は。も。く。い。く。う。わ。れ。郷。の。名。よ。く
ぬ。ア。ト。郡。の。名。あ。き。あ。れ。國。の。名。あ。あ。れ。れ
望。れ。や。久。そ。里。の。久。の。姓。の。ゆ。え。や。い。一。子
代。あ。べ。ふ。決。達。篤。う。れ。言。う。る。ま。一。あ。き。の。う
文。旅。宿。ち。る。昨。さ。の。假。廬。か。ま。せ。ま。め。一
本。(よ。こ。ひ。も。と。か。や。う。れ。筆。千。戻。乃)

往の今より理考する事もなれば。れども此と
津白玉心より得るるに至る所も有
走る手。赤木やとのふ。求むれらぬ人のうへ
て古人はひ傳す。或あり。今この代の人は
う。序の傳つてある。引。記して。そ。假言は
せば。古く。あま紀。ひ。モ。正。ノ。モ。ハ。正。エ
未。字。未。て。諸國名義考や。いふ書を取る。

安らひは。さ。利。け。ふ。そ。人は。角。障。壁。石。見。破。
國。は。曾。奥。取。濱。田。の。殿。か。江。戸。法。御。館。ふ。さ。ふ
屋。ふ。河。ふ。元。か。多。勢。は。江。大。吉。席。矣。あ。れ。あ
れ。ま。ち。ル。は。書。や。お。れ。れ。む。う。乃。布。考。や。
國。は。名。の。ゆ。名。す。そ。う。そ。ほ。已。は。人。の。
此。山。や。よ。ス。見。し。く。き。あ。れ。く。一。い。書。や。じ
れ。は。さ。く。や。あ。れ。く。一。い。書。や。じ

さう先や。かくいふは神風の伊勢が水枝刺。
松阪乃郷。佐久ミアキ。鈴の屋法家也。モ
家輕きる。本居の意寫比也。

凡例

○伊邪那岐伊邪那美二大神の生成給ひ大汝少彦名の
二神の造も固め賜ひ一火大八嶋國もれと後より數々よ
割らしもろひ五畿七道と定めらるゝいつのころ
よや定められど五畿内ハ孝德天皇の御世より
其塊を定められど五畿より名目なり日本
書記持疏天皇卷ノ四畿内と始て見えりハ河内
和泉ひと國よて割られず前より七道と定め
らるゝもの、ころとたゞにハ云いび成務天皇
五年以東西爲日、縱南北爲日、横山陽曰影面山陰。

曰、背面とある山陽山陰ハ六書故ニ山車之南向日謂之、陽、山車之北背日謂之陰、もる外國風にて、これより來バ今之山陽道山陰道の事よハリ。八古事記水垣宮殿よ高志道モリ。ハ今之北陸道まで東方十二道とめ。ハ今之東海道モリ。又日本書紀崇神天皇卷ニ北陸東海西道丹波を四道とめ。景行天皇卷ニ東山道十五國モリ。北陸東方モリ。天武天皇卷ニ山陽道山陰道モリ。東海東山山陽山陰南海筑紫モリ。續日本紀文武天皇卷ニ始て七道の号モリ。さて國造本紀ニ百四十四國ニ國造を置とれど、一ノ郡里とも國と云ふ。猶かの本紀ニハ、されどもあつて、嵯峨天皇の御代ニ越前國を割て加賀國を置モリ。既ニ六十六國ニ鳴と定モリ。かく定モリ。既ニ續日本紀ニ國の守ニ仕らゝ事も見えて官位令ニ國の守トシテの位階を分られ、とばくやくり定モリ。むを全く備えて物小見モリ。ハ延喜式和名抄等モリ。

○六十六國二島の名義ハ、悉ニそのもとより來る。べ
ルレド未だ考へ得る人有。後世其名義の

論をきよめりねど或ハ字はなづく或ハ漢意ト附て
皇國のいり（よ／＼）今著モニの考ハ師翁の
説と／＼して諸書を引類と例とをりて思、意
を述（べ）見ひ人外よ考（得）も説（べ）バ我又
さ／＼給（べ）速（め）改（め）直（め）む

○古事記志賀宮段（すがのみや）定（さだ）賜（たまふ）國々之塚（くにくにのつか）日本
書紀成務天皇五年隔（はざま）山河（さんか）而（が）分（わ）國（くに）縣（けん）隨（つれて）附（つけ）以（て）定（さだ）
邑里（いり）履（は）仲（なか）天皇四年秋八月云々於（お）諸（よし）國（くに）置（おき）
國史（こくし）記（き）言（こと）事（こと）達（たど）四方（よし）志（し）云々茅（あわ）德（とく）天皇大化二年
云々宜（そなへ）觀（く）國（くに）々（々）壇（だん）堵（と）或（も）書（か）或（も）圖（ず）持（も）來（く）奉（ぶ）尔（べし）云々

天武天皇十二年遣（し）伊勢（いせ）王（みや）田（た）公（ひ）心（こころ）多（おほ）臣（し）品治（ひんじ）中（ちゆう）臣（し）
連（れん）大（おお）嶋（しま）並（そなへ）判（ばん）官（かん）錄（ろく）史（し）工（こう）匠（じょう）者（しゃ）等（とう）巡（まわ）行（ぎょう）天（あま）下（げ）限（げん）分（わ）諸（よし）國（くに）之（の）
境（きさき）然（ぜん）是（ぜん）年（ねん）不（ふ）堪（かん）限（げん）分（わ）十三（じゅうさん）年（ねん）遣（し）伊（い）勢（いせ）王（みや）等（とう）定（さだ）諸（よし）國（くに）堵（と）
云々續（つづ）日本（にほん）紀（き）元（げん）明（めい）天（あま）皇（こう）和（わ）銅（どう）六年（ねん）五月（ごつ）甲（か）子（し）歲（とし）內（うち）七（しち）道（どう）
云々土地（ぢち）沃（あ）堵（と）山（さん）川（かわ）原（はら）野（の）名（めい）號（ごう）所（しょ）由（ゆ）又（また）古（く）老（ろう）相（あわ）傳（つた）舊（き）聞（き）
異（こと）事（こと）載（の）于（お）史（し）籍（せき）言（こと）上（じょう）云々

其（その）境（きさき）ハ
いづこ（いづこ）まじ（まじ）いづこ（いづこ）

○續日本紀聖武天皇天平十年八月令（こゝ）天下（あま）諸（よし）國（くに）造（つくり）國（くに）都（みやこ）
圖（ず）進（すす）云々亡（なき）くろりや絶（絶）て（絶）て（絶）事（こと）る（る）

○姓氏錄（レツ）坂（さか）合（あわ）部（べ）連（れん）大（おお）彦（ひこ）命（みこと）之後（ごちゆう）也（や）允（ゆん）恭（きょう）天（あま）皇（こう）御（ご）世（よ）

造立國境之標因賜姓坂合部連トモト坂サカ合部サカハの義ヨシ

○百鍊抄後堀河天皇嘉祿二年盜人初穿民部省文庫盜取文書諸國圖帳少々紛失云々こへいゝと書ふやりてもと書き書名ヨミこの後元亨のころ撰ツクニとより圖帳の殘闕今いともか世ヨリ

○朝野群載タケシマ延長三年十二月十四日大政官符五畿七道諸國司應早速勘進風土記事右如聞諸國可有風土記文今被左大臣宣你宜仰國宰令勘進之若無底探求部内尋問古老早速言上者諸國差知

依宣行之不得遲迴符到奉行とも今せじて日々肥前

豊後の二國のも残リ又出雲風土記ハ天平五年二月批日勘造トモトいていく古アガき書シテうるを幸ラバの

○釋日本紀万葉註釋之外トモト風土記の文観トモト今引用トモトも總國風土記ハ後世の書シテうるトモトくめトモトことトモトとトモト引トモト

○國号トモト木國倭國泉國津國慈國豐國大國トモト一字トモトもら駿流河國相加模國武藏之國丹迹波國但トモト馬國トモト三字トモトは書シテさし

七道諸國郡郷之名著好字云々^{タタタ}延喜氏部式^ヨ
凡諾國部内之郡里等之名并用二字必取嘉名云々^タ
到^タ一字あるハ韻字と云或ハ上下前後とも^{タタ}
或ハもゑて二字^{タタ}三字あるハ界きて二字
嘉名を唱へ好字より改らル^{タタタ}中五六字音の
号も出來^{タタ}也

○國号何が某助^{タタ}といふハ後世小さき儒者
外國^{タタ}習ひて書始^{タタ}廣く^{タタタ}して
朝廷^{タタ}の御制より故^{タタ}古書より名目^{タタ}
そへて物の名を乱^{タタ}ハ儒家の常^{タタ}ハ^{タタ}事^{タタ}
可畏^{タタ}事^{タタ}神代卷^{タタ}洲の字をわざり^{タタ}
嶋^{タタ}より義^{タタ}て別^{タタ}ハ異^{タタ}

○諸國の廣狹行程遠近民戸田稅人物產物等ハ諸書^タ
もづ^{タタ}て^{タタタ}國の名義を論^{タタタ}よの

文化六年五月

藤原彦麻呂

又外之者並無

卷之三

諸國名義考上卷

石見國瀬田家人

齊藤亥麻呂記

畿内

日本書紀孝德天皇卷は凡畿内東自名鑑横河以來南自紀伊兄山以東西自赤石櫛淵以來北自延江狹々波合坂山以來為畿内國とす訓法ハ北山抄ニ宇治都久仁とすとて氏部省圖帳ノハ五畿垣内とすと畿と云るハ田令より凡畿内云々義解は謂畿猶壇也言平畿之内也と見え
詩商頌玄鳥之篇曰邦畿千里惟民所止

東陽許氏曰王者所居地方千里謂之王畿居天下之中
之中又以文選注天子居千里曰京畿ヨリ刑罰志
曰同十爲封封十爲畿畿方千里ヨリといへる外國
の号を仮用させ給へるヨリ

山城

和名抄ヤマシタ山城

後高之昌原唱朝廷為重仕之時奏請以河陽難宮為國府

紀略ヨリ山勢實合前聞云々此國山河襟帶自然作城因斯
形勝可制新號宜改山背國為山城國云々ヨリ山城志ヨリ
以其在大和國北為名ヨリハヤシヨリアラゲヨリト
ミカウヨリミテ古車記傳ヨリ都藝ヤマニ近布夜ハ
迷苗生ヨリ也ヨリ

迷苗ヨリと山の樹ヨリ伐取ヨリ跡ヨリ又ヨリ迷ヨリて樹ヨリ生ヨリ立ヨリむ
料ヨリ植ヨリの苗ヨリとヨリ云々かの山の樹ヨリの迷苗ヨリを生ヨリより
地ヨリと山代ヨリと云ヨリべヨリ凡ヨリて山の用ヨリハ林ヨリを出ヨリ主ヨリと
もヨリ故ヨリよヨリ耶林ヨリと伐取ヨリ事ヨリと山ヨリと云ヨリて此ヨリへ其伐出ヨリモ
べき林ヨリの迷苗ヨリ或ヨリ生ヨリより地ヨリより以ヨリて山代ヨリと云ヨリ萬葉
集ヨリは間木代ヨリとも書ヨリハ此義ヨリうヨリさればこの枕詞ヨリ
迷苗ヨリ生ヨリ之山代ヨリと云意ヨリよつヨリけヨリうヨリさて山代ヨリ
りヨリ一國の大名ヨリよても有ヨリへられど又思ヨリ人ヨリは始ヨリ
かの迷苗ヨリ生ヨリ之山代ヨリと云ヨリ一鄉ヨリとの名ヨリても
有ヨリむ云々とあヨリこへいヨリと物ヨリ遠ヨリきヨリかヨリときヨリことれど

猶と生し立る田と苗代といふ類へこへ著好字まさ
取嘉名とありるとと思ふ。誰々疑むいづくへを
やうで字義するづめの人ハりづよづが續日本後紀

仁明天皇承和三年冬十月己未承前之例畿内國次以
大和國處之第一敷宜據新式改之以山城國處之第一

大和

和名抄は大和於保從萬此國府在高市郡ニハリと一郷の名より

一國の名もありてより御代天皇の大宮ミコトノミコトをきませる
國されハ其名廣くうりて後はへ皇國の大号ミコトノミコトノヒメと成る
故よ大字と添て大倭タケシマと云ふと一國の倭ヤマトよも大字と

添るへかの用二字の例うり名義ハ釋日本紀弘仁
私記序を引て天地剖判泥濁未乾是以栖山往來因多
蹟跡故曰耶麻止又古語謂居住為止言シムレ住於山也シムレ
延喜開題記大倭國草昧之始未有居舍人民唯據山而
居仍曰山戶是當於山之意也シムレ或說よ開闢之始土
濕而未乾至于登山人跡著焉仍曰山跡シムレと云るみどり
りのとも古意よひシムレ縣居大人シムレの山門シムレと云ふ
田久老シムレが観落葉の首書シムレは屋庭所の約シムレと云ふ
こへ始て白描原宮を建られ一故うり師翁の國号

考ト山處シマツ山秀ヤマヒメの三種ミクニの考トある其中シモツは山内ヤマウチ山秀ヤマヒメ同意トシムる日本書紀神武天皇卷ミコトノミコトノタケミタケハシマツ東有美地青山四周云々益六合之中心乎云々アリ玉牆タマノシマ内國及至鏡速日命來天磐船而翔行大虛也睨是鄉而降之故因目之曰虛空見日本國矣アリ景行天皇卷カニコトノミコトノタケミタケハシマツ十七年云々歌之曰夜摩苦波區珥能摩保羅摩多々讐豆火阿烏伽拟夜摩許莽例屢夜摩苦之子漏破試云々アリて又神武天皇卷カニコトノミコトノタケミタケハシマツ秀真國アリアリと思へ山秀ヤマヒメとあるぞよスアリ此世アリ山外シマツアリとり説へ山城平安京と解アリうち後世の俗説アリさて山秀ヤマヒメよりタタキ字アリつきてアリハシタリ僻懦ヒツナツの常アリよていとひアリヒトヒト耶馬臺ヤマタの字アリ魏志アリ書アリ小アリこアリ夜万登ヤマタアリと聞アリて然アリ書アリ又倭アリの字アリ始アリ前漢書アリあアリ外國アリて後漢書アリ小倭奴アリ國アリ云々倭國之極南界也アリ外國アリてハ皇國アリ倭國アリとりひ筑紫アリのそアリ倭奴國アリアリアリと唐書アリ日本古倭奴アリと誤アリアリアリ小アリどアリハそれでひアリアリアリ心得アリアリアリひアリ言アリアリアリの字アリも捨給アリ汎用アリひアリ也アリ又養德アリの字アリもき字アリと撰アリれアリえアリの字アリ倭アリ小音アリの通アリ故アリ好字アリ改アリアリアリ之字アリひアリアリアリふアリれ名アリ夜万アリ登アリ名義アリ山秀ヤマヒメ事アリ上アリよいアリ如アリ

續日本紀聖武天皇天平九年十二月丙寅改大倭國為
大倭德國十九年三月辛卯改大倭德國依舊為大倭國
第十九拾芥抄云天平勝寶年改為大和國

河内

和名抄小河内

加不知因用
在志記序

古事記及國造本紀云大河内と

あり姓氏錄云ハ凡河内くいふ氏もあり名義ハ古事記
傳云倭の京よて山城の大川の此方ニ有リ國名れを
御ノリハ大河内と云一と諸國の名必二字云定られ
く大とハ除き内ラム云々とありこの意うべし

萬葉集云瀧津河内云々とよもるも川のこすとひりふ

るべし河内志云以皇都在和州大河統州西北故名と
ある大河も山城の淀川もべし日本書紀仁德天皇
十一年の紀云河内國茨田郡堤根神社云どあり姓氏錄
延喜神名式云河内國茨田郡堤根神社云どあり姓氏錄
河内皇別云茨田病根發心井月命之後男野見病根仁德
天皇御代造茨田堤又仁明天皇嘉祥元年令築茨田堤と
ありさて畿内志云長納川清河第二支上古水道唯是
一川横流不仁德天皇疏導掘江延曆中通三國川然猶
汎盡不已疏柴島北故水道漏木勢干三國川名曰中津川
今二重堤即此後浚名柄壁塞此水路童謡曰根津國能

中津河原委瀬岐加祢豆云々とありて續日本紀聖武天皇天平十三年夏四月辛丑云々檢校河内與攝津相爭河堤所，アリ祖武天皇延曆七年三月甲子云々河内攝津兩國之堺堀川築堤自荒陵南道河内川西通於淀云々有どりアリ神護景雲二年河内職と置アリことみどもられを川アリ負アリ國名アリ事アリつ々

和泉

和名抄は和泉以郡三國府在和泉郡名義ハ摂國風土記より和泉國者

本與河内國合為一國神護景雲丙午歲分大鳥郡鳥島國其後為和泉國也和泉者國土涌出元珠也アリハいと師翁の玉アリつまよ和泉の和の字ハ和泉郡アリて上泉下泉アリ翁もあれをそこアリ出アリ國名アリ事ハ論アリかくて其鄉の府中村アリ今も和泉の井といへるめでよき清水アリて泉井上神社和泉神社アリもあアリて式アリもアリ然るアリ並河氏アリもアリ和泉志をさればこの和泉井と舉て其水清且甘と記せらアリ思へば此清水上つ代アリりく清くて甘かアリ故にきいづアリと號アリて和泉と書アリを其里人アリて、泉とのりひひアリへふアリひろアリて名高アリ水アリれぞ京人アリとも泉とのりひひアリへすアリとて郡の名

よも國の名よもむれりとそべて國郡々くの名二字より事うる故に文字は必本の名の如く和泉とへ書くべし云々とりもれく續日本紀元正天皇靈龜二年春三月癸卯割河内國和泉日根兩郡令供珍努官夏四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監焉聖武天皇天平十二年八月甲戌和泉監并河内國焉孝謙天皇天平寶字元年五月壬卯和泉國依舊分立とみりとへ和泉井へりと河内國よみりしるべ日本書紀欽明天皇卷よ河内國泉郡芽浮海とみ

攝津

和名抄ニ訓法ありたゞ津とのいじべき名義ハ即津るゝ津ハ同抄ニ四聲字苑云津渡水處也唐令云諸渡關津及衆船筏上下經津者皆當有過所加名焉然るを神武天皇御代ニ奔潮太急より江浪速國カムイと後ニ訛て難波カムイと國文又見えり其後仁德天皇御代ニ皇都とる給ひく高津宮と号くとて高津とへ岸高されそよ下河邊長流カムイ續歌林良材集カムイ此國風土記よりて天稚麌カムイふ屬て下りうる神天探カムイ等松カムイ來て爰よ泊カムイ故に高津と号くといへり萬葉集カムイ久方乃天之探文之石船乃泊師高津者カムイ浅亦

家留番嘗て摺の字へりある義をいふ玉勝間
職員令は摺津職帶津國云々あり。摺の字へ難波と
津國とを摺て掌るよりあら。摺謚の意もよどりふ。
ひかくて延暦十三年停職為國とみて夫う
其官諸園司の列となり然とすも猶りくのより小
摺津とむれう故に後人是を元う國名を思ふ
りふ々俗よせりともむひへりよたひ今世にも
津の摺津の守りどりひと正一ノタス云々とあ
からハ字彙は摺靜謚也とあり漢書は摺然天下安
きじりへるよすりふもありべし。ハ職員令は摺津職
兼津
大夫一人掌祠社戸口簿帳字養百姓勸課農桑糾
察所部貢舉莽義田宅良賤訴訟市塵度量輕重倉廩
租納雜役兵士器仗道橋津瀬過所上下公使郵驛傳馬
闡遺雜物檢校舟具及寺僧尼名籍事トウイフク魚奏
三代拾及日本後紀は延暦十二年三月九日太政官分應
停摺津職為國司事右被右大臣宣條奉敕難波大宮既停
宜改職名為國其二季祿及月料並從停止より國造
本紀は據准法令謂摺津職初為京師柏原帝代改職
為國

東海道

延喜式伊賀伊勢志摩尾張三河為近國
遠江駿河伊豆甲斐為中國相模武藏安房上總
下總常陸為遠國。而有兵部省圖帳より東海
濱道とありてうるつちとあり。西宮記郡司
讀奏條よりえべつら又えべつら又じう
かのうのうちとくめい北山抄より字女都
美知又字倍都道しきりそ

伊賀

和名抄より伊賀以加國者
佐阿井郡名義へ伊賀國風土記古本逸文
猿田彦神大アガ吾姫津媛アガ命云々又此神之依知守給國謂

吾姫之郡其後清見原天皇御宇以吾姫之郡分爲國之名
後改伊賀吾姫之音轉也となりこの國の伊賀郡アガ我
鄉ありさうを同國延長の風土記より伊賀國首往古稱
伊勢國大日本根子彦アガ大瓊大皇御宇癸酉方而爲伊賀國
自此号者伊賀津姫之所領之郡也。依爲郡名亦爲國名也
而伊賀津媛ハ素神天皇の御女なり國造本紀より伊賀
國造志賀高穴穗朝御世皇子意知別命三世孫武伊賀都
別命定賜國造羅波朝御世隸伊勢國飛鳥朝代創置如
故考之倭姫余世記より天武天皇庚辰歲七月割伊勢四郡
立伊賀國アガ也

伊勢

和名抄ニ伊勢

以世國府在錢夷郡

名義ハ伊勢國風土記ニ伊勢

國者云々神伎幣余彦天皇自彼西宮征此東州云々天

日別命奉勅東入數百里其邑有神名曰伊勢津安天日別

命問曰汝國獻於天孫哉答曰吾覓此國居住日久不敢聞

命矣天日別命發兵欲戮其神于時畏伏答云吾國未獻於

天孫吾敢不居矣天日別命令問云汝之去時何以驗驗啓

云吾以今夜起八風吹海水來波浪將東入此則吾之却由

也天日別命令整兵窺之比及中夜大風四起扇舉波濶

光耀如日陸海與朗遂乘波而東焉古語云神風伊勢國者

常世浪寄國者蓋此謂之云々天皇大觀詔曰國宜取國神

之名号伊勢卽爲天日別命之村地國云々云々

万葉註釋より引く文あり釋日本紀より引く文あり拾國

風土記の文とへ大同小異かそれ古傳をやまと思ふ

伊賀津安の如く國号へりくらふて此國ノ住一の事

伊勢津安と云ふてへりくらふて又ハ五瀬命とす負

約モ轉くもいへり立入信友ハ風土記ニ大風四起云々と

みを思へ天伊ハ思ふて勢ハせくせじるぢうせど

せくらぐうじくとぞよてそみて物のひそばひう

いへりこの神大風を息吹放つ德あるよよりて伊勢
津彦と負へるやあむじい

志摩

和名抄よ志摩

之萬國者
在英虞郡

名義ハ或書よ志摩國風土記の

速文にて引く小志摩為伊勢島之意也放地出海中
之島也後成國名云々ハ國體よりて号けらる
ヘ此國答志郡答志崎海中より出で參河圍いぐ
島と對ひ合ひれども嶋の國ともりふゆきする
志陽畧志よ伊良湖崎在伊良湖村此地者三河國渥美
郡也此地去神嶋一里以近混志摩國云々とぞして

國造本紀よ島津國造とうへこの國の國造

尾張

和名抄よ尾張

守波里國府
在中島郡

名義ハ尾張國風土記よ尾張

國者經世穗曾續古之所領行也神倭磐余彥天皇東征
之時討伐湯貴首人鄭化之場海郡佩臣奉射天皇天種
子命以三角石弓及玉太羽矢射殺佩臣討終於海部
其姓因此號其國謂於波里乃國謂尾張者音之訛也云々
とありハりよしき事うる古老の云傳へるべからず
ゆづむちやむもくるりにハ十季鉢り負し名
ふるべくその故ハ古事記よ故所稱之刀名謂天之尾

羽張アツハ名謂伊都之尾羽張アツハシマと云々ハ草薙劍アサヒガタケントハアレ
尾羽張アツハシマとハ劍先の中廣アツハシマを云々ト古事記傳コトヒタツシテ見
カレハ草薙劍アサヒガタケンも劍尾の中廣アツハシマうちゆゑと云々ト
天之波士引天之羽張アツハシマを知アツシテハ坂瓊アサヒコの玉アマトモ
ひづつの名アツハシマをし合アツシテ思アツシテヘー日本書紀神代
卷アツハシマ草薙劍アサヒガタケン此アツハシマ在尾張國アツハシマ吾湯市アツハシマ村即熟田社者首アツハシマ所掌
之神是也アツハシマ尾張國アツハシマ風土記アツハシマ熟田社者首アツハシマ日本
武命巡歷東國アツハシマ還時娶尾張連等遠祖宮醜姬アツハシマ命アツハシマ病アツハシマ於
其家夜頃向廁以隨身劍アサヒガタケン掛於桑木遺アツハシマ之入殿乃驚更アツハシマ
取之アツハシマ有先如神不把得之即謂宮醜姬アツハシマ曰此劍神氣アツハシマ及
奉齋アツハシマ之爲吾形影因以立社熟田鄉爲名也アツハシマ熱田社
錄記アツハシマ同アツハシマされど國史アツハシマハツムカ異アツハシマ古事記アツハシマ日代
宮殿アツハシマ之傍建アツハシマ命云々還來尾張國アツハシマ入坐先日所期美夜受
此寶アツハシマ之許云々以其御刀之草那莫劍アツハシマ置其美夜父比實
之許而取伊服岐能山アツハシマ之神幸行云々トモ日本書紀
景行天皇卷アツハシマ日本武尊更還於尾張卽娶尾張氏之
女宮賓媛アツハシマ而云々解劍置於宮賓媛家而云々トモ
古語拾遺アツハシマハ其草薙劍アサヒガタケン今在尾張國熟田社末叔礼典也
日本書紀天武天皇卷アツハシマ朱鳥元年ト天皇病出
草薙劍アサヒガタケン卽日送置于尾張國熟田社云々可トリ一事も

タノカニ易くヌ劍の尾羽張うリ賤一國名ト仰シム
タニ古事記傳ニ尾張國名義ラム思ひ得シ萬葉集
十三年小治田之年魚道之水乎云々續日本紀二十九年
尾張國山田郡人小治田連藥等八人賜姓尾張宿祢と
有るを合せて思ヘバ尾張を小治田とも云一ケ若
然らバ即小治みて田より依リテ名あるべしと云キテ
又葛城の高尾張ううつうううう云モテウ
姓氏錄ニ葛木忌寸高御魂命五世孫劍根命之後也と
有りこもトアシトキモス

參河

和名抄小參河

三加波國府在賓飯郡モチマサム云
今ハ鉄と飯と誤てほひの別トリハ名義ハ或書ニ

引ク參河國風土記速文ニ參河國有三川一曰男川二
曰豊川三曰矢作川男川者河上有山神白髮明神也豊
川者此河上有長者氏屋豐鏡故曰豊川矢作川者日本武
東極時於河邊多作矢故曰矢作川ト有古事記傳ニ
男川ハ今大平川トリ豊川ハ吉田川トリトヒヘリ
或說ニハ男川ハ賀茂郡ラム出で池裡町の西今圍の
東を南へ流ラム川名ニ大平川云ハ非トとも云
云々ト有立人信友云今遠江ニ河下ふ郷ト云
ト似テテキニモアモ思入ニ一大川トテ

三河國としも号へうつるを物か又思へば數を
ひびたて大川を称へて御川と名づけふてもう

むかとひきりよりのく大半にふれり

遠江

和名抄

止保太阿不三

風土記の遠文は遠江始書於海有大江自帝都近故改

近江又遠江始書遠於海此國有大江自帝都遙遠改
名遠江と云ひて阿波守美多リトを後ま京の

遠近よりして處つ迄海處つ迄海とせられると必用
二字の例られべ遠江近江と書ふ事くハあらぬを

和名抄ニ止保太阿不三とちるハ轉約あるを後世止保

多不美と云ひて

古事記傳

此國古へ湖りモノを以て此名を負へり近江國の京よ近

さよ對へて遠と云ひてさて其湖ハ明應のころ甚

地震て地断て南の海ノ連くと云う其断く所と今

切とり人延喜神名式は遠江國磐田郡迄海國王神社

と同國瀬名郡猪鼻湖神社と云ふと云ふ

文德實錄嘉祥三年八月戊申詔以遠江國角遊北古神列

宮社先是彼國奏言此神叢社瞰臨大湖湖水所溉泉土
頼利湖有一口開塞無常湖口塞則民被水害湖口開則

氏致豐穟，或聞或塞，神實為之，請加崇典，為民祈利，從之。

駿河

和名抄ニ駿河須流加國用在安部郡名我ハ萬葉集ニ打繩流駿河

能國云々と有る如く、尖川の意あるべし。又東遊駿河舞歌ニ須留可奈留宇止波末仁守知与須留奈見波奈々久佐乃云々とも曰ふ。川あくば海うへいづこも浪ハづく打うれべれど万葉集の哥よゆうりてやけのそべて此國の川ハ山うゝ落て海入る水のけり。それ川波強く打うる勢ひの猛烈うるうるて尖川國と云ふべし。此國ニ駿河郡ありりくハそこ

より出一有名ありべし。此國の風土記ニ駿河有三大河而其濱勢如駿馬駆千里故為國号。萬河若依其河流薦々而不知淀溜也所謂志通波他河不二河大堰河也。となり共ニ字スムヅモコロ也。

伊豆

和名抄ニ伊豆國府在田方郡名義ハ或書ニ引る伊豆國風土記述文ニ伊豆東相模西駿河出其中間之國故伊豆則跡之義也云々ともあ彦麻呂思ふ出湯の約瑟にてハセキ

す。准后觀房記ニ此國風土記を引て替温泉玄古天孫未降也。大己貴尊与少彦名我秋津洲閼民大折始

製禁藥湯泉之術伊津神湯又其數而箱根之元湯是也走湯者不然人皇四十四代養老年中開基非尋常出湯一昼夜二度山岸屈中火煖隆堀而出溫泉甚燁烈鈍沸湯以極盛湯船浸見者諸病悉治云々とあり今も熱海走湯山伊東松原よりの温泉あり古本和名抄より温泉曰以天由出湯也とあり風土記より駿河國伊豆乃崎号伊豆國云國造本紀より難波朝御世隸駿河國飛鳥朝御世分置駿

甲斐

和名抄小甲斐加比國府在八代郡名義ハ鴨祐之大八州記より甲斐之爲言飼也飼養駒馬之謂因以為國號乎といへり

日本書紀雄略天皇十三年甲斐黒駒云々とあり續日本紀聖武天皇卷は甲斐國獻神馬黑身白鬚尾云々とあり甲斐國風土記より都留郡有牛馬之牧每年依本察之令貢駿馬肥牛云々とあり類聚三代格より天長四年十月十五日大政官符置甲斐國牧監事云々頃年蕃息漸多鞍索銅獻倍牝牡之數于今千餘而至當監事品秩稍卑按檢馬政云々とあり平氏太子傳略より甲斐聞貴一駿駒四脚白者云々とあり年中行事哥合は甲斐駒掌あり六帖ト小笠原へとの御牧トあらわ駒せりればぞろくうりヶ袖スリムとあり和名抄より甲斐國巨麻郡逸見郷あり今も黒駒山

ありさて古事記傳より山の峠ある由みに加比ハ聞と同
云々と云れつゝと有る——今其國の名を思ふ
又山々群立る聞々よ民屋ありて峠の國ともりよべ
すゆる(和名抄小峠山聞陥處也俗玉山乃加比)とあり

相模

和名抄小相模佐加三國府在大住郡

名義ハ或書云神倭磐余彦天皇

欲平東夷之時云々自大山之中津峯遙覲覽之而勅嵯
峨身哉此軍之諸人依之有嗟哉見之名云々又云足輕明
神昔狩人也或時離寵妻有悲傷故常見亡妻之鏡思
之相模如見其亡妻故曰相模といへるハリ(トモトモ)
ありと見て鏡の説ハ字義よもよもりとさき妄説
うう皇國のいふへ音うていへる事ゑ——縣居大人ハ身
狹の國うう西國北國よてハ前後りて國を分け東國
みてハ上下りて分る例あれどとハ身狹上の器ううと
云とつれど總う上下と分つるも又例ある物とや
國名よハ上某下某といふハあれど某上某下といふ
されど郡名よハうれどとハ異る古事記日代宮乃段
の刺繡比賣命の歌よ佐泥佐斯佐賀年能袁怒延云々と
うう古事記傳より名義未思ひ得を試よ云々佐斯上よや
らうじ又或説よ坂見の意也と云へるハヨウ一凡て上

神をとを加牟とりよハ下ニ言の連く時の事うれべ此國
名も佐賀年とりよハリ佐賀年の國佐賀年の小野
をと連ねりの時の唱よてど有るむ云々とくられふ小
うて彦麻呂ひく思ひく事あり同記同段
倭建命云々到足柄之坂本食於御報處其坂神化の虎
而未立爾即以其咲遺之翁片端待打者中其目乃打殺也
云々とあらと思へハ坂神國の畧りみてハルマサ
是より前も佐賀年能袁怒と謡ひ給ひ事ありと
其坂神ゆ古くより此足柄の坂小住給ひうるじ此
命の幸の時も始て出でみてハルマサされど此
云のが強言う

武藏

和名抄小武藏車佐之國者
在多摩郡名義ハリシテ考得ば縣居大久
身狹上よ對ひよ身狹下ありとくもれつゝと謡う
事ハ土ニ云々古事記傳ニ牟邪志國今ハ邪志青て岩山
とぞも濁るべ一此邪字另ニ藏字ソノ万葉集十四
牟射志野と書る射字いづれも濁音用る例うる名義
ひき思ひ得べたり立入信友云國造本紀ニ元邪志
國造の次ニ胸刺國造であるも迹き地名と聞え于胸
刺身刺などの古事ニシリス地名うるむといひ下續

日本紀称德天皇神護景雲二年六月癸巳武藏國獻白雉
云々奏云雉者斯良臣一心忠貞之應白色乃聖朝重光照
臨之符國號武藏既呈戢武崇文之祥云々とあるハ
り。牛邪志の三字を好字小改め二字を定め武藏ト書
て志字を答へとしより後より此國より白雉と奉是
ノ小つきて武藏の二字を祝へて奏へとす。詞も
必へし國名の起と莫思ひ誤そするを或書。武藏
國風土記とて引くる小武藏國秩父嵩者其勢如勇者怒立
日本武美此山奉為祈禱以兵具納埋岩藏故曰武藏
といへるハリ。二字音のろとナ事とも和銅の勅命とも
あらず後人の字義はみづから傍作らふ。かくよれ
かくき國号る。續日本紀光仁天皇寶龜二年冬十月己卯
大政官奏武藏國雉屬山道兼兼海道公使繫多代供置也
其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛此使道
也而枉役上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢本
日又取同道向。下野國今東海道者從相模國麥參驛
達下總國其間四驛往還便近而去此就彼損害極多
臣等商量改東山道屬東海道公私得所人馬有息奏可

安房

和名抄云安房阿ハ國舟並平群郡名義ハ南海道の阿波國より

移モシルムレバ其條云云む古語拾遺ニ天富余更求沃
壤分阿波齋頭部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總
國云々古語麻謂之總也今為阿波是部所居便名安房郡
安房是也
國云々古語麻謂之總也今為阿波是部所居便名安房郡
和氣天皇此之御世定東之水門水門云々日本書紀景行
天皇五十三年秋八月天皇詔群卿曰云々是月東輿幸伊
勢轉入東海冬十月至上總國從海跡渡淡水門云々古
事記傳云そも此時ハリシト一國の名ハア云々以
上總國の内メテ其水門ハアハ安房と相模の御浦
郡の御崎サカナ今も御崎サカナの間を大海シマツ入海シマツ入海シマツ海門ウナト
云々トヨリ古語拾遺曰天富余即於其地立太玉余社
今謂之安房社云々延喜神名式は安房郡安房坐神社
名神大月次新嘗今洲崎大明神と申せ是う續日本紀元正
天皇養老二年五月乙未割上總國之平群安房朝夷長
狹四郡置安房國シマツ聖武天皇天平十二年十一月丙戌
安房國并上總國シマツ孝謙天皇天平寶字元年五月
乙卯安房國依舊分立シマツ

上總

下總

和名抄小上總

かみもつづく
豆不佐國

下總

くも豆不佐國

名義古語

拾道は天富命更求大壞分阿波齋部率往東土指殖麻
載好麻所生故謂之總國穀木所生故謂之結城古語麻謂之總也今二國是也

布佐鄉アシノカミ續日本後紀仁明天皇承和二年三月辛酉
下總國人陸奥鎮守外從五位下勲六等物部連瑞連熊猪
改連瑞病アシテ稱云々昔物部小事大連錫節天朝出征坂東
凱歌歸報籍此功勲令得於下總國始建連瑞郡仍以爲
我是則熊猪等祖也アシトトトナリこの連瑞ハ佐總るもアシト
さて或書此國風土記アシタシテ引アシテるハ總謂木枝也
昔此國生大楠長及數百丈時帝怪之アシテ之大史奏曰天下
大山事也因アシテ斬捨彼木倒南方也上枝曰上總下枝曰下總
也云々と云ハシテ今世アシテかづきらすといふ略語也

常陸

知名抄は常陸

比太知國府在茨城郡

名義ハ古事記傳は古今顯注六

ひアシテ木ちうアシテといへアシテを契冲アシテ陸アシテとかうアシテとりりアシテ事
りアシテくアシテびアシテいアシテらアシテこアシテらアシテうアシテとアシテ誠アシテ然アシテ古哥アシテ東蹄アシテの道アシテてうアシテじアシテらアシテよアシテうアシテハ東海道の
極アシテうアシテごアシテうアシテ云々と云アシテ誠アシテ然アシテ常陸國風土
記は往來道路不隔江海之津濱郡鄉境塙相續山川之峯
谷取近通之義以即名稱焉云々抄云此國中道路江海

陸地一續之直路とあり。萬葉集、衣手、常陸國云々と
より。同風土記より、倭建尊巡狩東夷之國、幸過新治縣所
造國造昆那良珠命新令掘井、流泉淨澄尤有好愛時、傳來
輿、盥水洗御手、御衣之袖垂泉而沾依瀆袖之義以為此國
之名、風俗讃云、筑波岳黑雲挂衣袖瀆國是矣。と曰。是
曝井當其以南、坂中水多流走清謂之曝井、緣泉所居村落
婦女月會集院布曝乾云々ともあらもそひの傳へり。又ハ東方の極もれバ日高見の約を轉とす。
小てハアアアアアアアアアアアアアアアアアアアアア
蝦夷既平自日高見國還之西南歷常陸至甲斐國酒折
宮云々武内宿祢自東國還之奏言東夷之中有日高
見國其國人男女推結文身爲人勇悍是故曰蝦夷亦土地
沃壤而曠。此國風土記を万葉註釋より引く。自
黑前之山到日高之國云々時人謂之幡垂國後世言便拂
信太國。とあり。釋日本紀より古考曰御宇難波
長柄豐前宮之天皇御世云々分筑波茨城郡七百戸置信
太郡。此地本日高見國云々とあり。延喜神名式より陸奥國
桃生郡日高見神社あり。立入信友云日高ハ景行天皇紀
を思ふ。今之蝦夷地にて常陸ハ少の日高通山道
うれば日高道なり。といへり。この説りよりぞ。

ことを思へば顕昭が説も捨てて或書は風土記にて引
くらよハ此國之邊常鹽満民家多有煩故宜曰此國干立
成陸則百姓安故曰飛多智也やあらハひととむる

東山道

延喜式部式より近江美濃爲近國飛彈信濃爲中國
上野下野陸奥出羽爲遠國とて西宮記もむ
かーのやまともら又いゝかーのとも又もつちと
くらよハ北山抄より山乃道とて東乃道とふり

近江

和名抄より近江

知か津附不三
國府在栗本郡

名義ハ淡海と云ふこの國は大湖

あらわしとく名うる續日本紀元正天皇長元年
九月丁未天皇行幸美濃國戊申行至近江國觀望淡海と
あら淡海ハ則大湖と云ふて云ふて此國の名義うる
うると巡つ淡海といふハ巡つ淡海と對へる名うる
古事記傳より遠江と對へて巡つ淡海と云ひて古も今も
常スハ阿不美とのと云々故師ハ古事記より近江字うるハ
後人の加へるうる云もうる云々とありともあらふ
國造本紀より遠江とバ遠淡海と書ひとと近江ハをく淡
海と云ふ書と藤原不比等公薨去の後より近江國より封て
謫居字音より淡海公と賜ひふてもりとく淡海の

字を用られること。されば阿波守美と唱へること

うつうくゆる

美濃

和名抄より美濃國舟在不破郡名義ハ各勢野青野賀茂野ちじ
あれハ三野ちじウアハ野と称へて真野ちじ上ヌ
りく春河の例も思へー古事記傳より名義真野
うふり論ひ給へモ彦麻呂ひとし思ふ身惱の約
かてハあくさり奈夜牟の三言と約もバ奴の一言よか
れ延喜神名式より美濃國不破郡仲山金山彦神社名神
トウラの神ハ古事記の伊邪那美命の大之夜藝速男
神を生給へ段より生此子美蕃登見矣而病臥在多具理迹
生神名金山毘古神云々あり金山ハ仮字にて令疲憊の
畧ハナ古事記傳より又ハ身濡の畧ハナ小
てもりむ同記日代宮の段より倭建命取伊服岐山之
神幸行云々騰其山之時自猪遂于山邊其大如牛云々其
神之使者雖今不穀遠時射殺而騰坐於是零大水雨打惑
倭建命云々とあれそろ伊勢國ふての詔より足如三
重勾面甚疫故號其地謂三重トウラ類也

飛彈

和名抄より飛彈比太國舟在大野郡名義ハ挽手人トノ員一名うす

一處吾氏部式ニ飛彈匝丁トモリ賦役令ニ凡斐陀國庸調俱免毎里點匝丁十人每四丁給廝丁一人一年一替餘丁輸米充匝丁食トモリ類聚三代拾の承和元年之條弘仁五年五月廿一日云々得飛彈國解偶貢上下匝每年有數事畢之日規避謀役云々トモリ鴨祐之々大八列記按柵者材木之名而匝工造柵木也此國多材木而其民謀役皆為匝丁故以為國名也爭トいへり萬葉集云々物者不念斐太人乃打墨繩之直一道ニテ斐太人之真木流云爾布乃河事者雖通船曾不通トモリ立入信友ハこの打墨繩之云々トヨウリヨウリテ挽板の畧トムヒトイヘリモニ或書ス此國風土記の文トモリ引トモニハ飛彈本美濃國内也然走近江大津宮時自當國良材多出也駄負木行大津如龜也故号飛駄トモヘトハツシテ二字音フアツシトハツシテ妄說也谷川士清蓋其為國山宣谷幽猶衣裳有襞續故名之也といひすより也

信濃

和名抄小信濃之奈乃國府在筑摩郡名義ハ信濃國風土記ニ往昔建御名方神等之所往之地也治天下御神大穴持命又少彦名命建御名方命巡行此國給剣坐阿羅野詔此國若木美草垣葉品々也故云品野今云信濃者音之轉也トモリ古文

記傳より坂あり。かの名もアトリモリと云ふ。古事記より
志那陀由布云々とある。哥の志那坂路にて陀由布、
猶豫して平らかうづさざるをり。テラノ日本書
紀景行天皇卷より日本武尊進入信濃是國也山高谷幽
翠嶺萬里人倚杖而難升巖峻磴狹長峯數千馬頭
轍而不進。然日本武尊披烟凌霧，遂經大山。既遠于峯，
又推古天皇卷より蠅聚集浮虛以越信濃坂鳴音如
雷云々。齋明天皇卷より野國言蠅群向西飛。諭臣
坂大十圍計高至蒼天云々。日本紀畧延長三年七月
二十九日東國氏烟為風多損信濃御坂路壞。

萬葉集信濃國防人哥知波夜布留賀美乃美佐賀尔
怒佐麻都里伊波負伊能知波意毛知々我多采ともり
と始より後拾遺集新古今集又今昔物語るよも信濃
の御坂の事見。此坂を級といひ。志那の
钩ミハ佐ミテ加ハ所ウカレハ佐加ハ級所ス。

古事記傳より見え。同記傳より古ハ古の傍う。
神樂哥木綿造の料の原より諏訪明神御裝束
短ひ威馬の鎧船の綱うど皆料木の皮にて造る。
す。郡鄉の子より更科埴料倉料櫻料御料仁科蓼科

宗利とりよ人この國ふ行て科布の裁端を我方よひ
でくす賤の金きの料りといへりと鹿と布う
和名抄小調布豆岐乃沼能又有信濃望陀等名云々其禮
與他國調布頗別異故以所出國郡名爲名也くみ
木う出う國名う國名う出う調布の名う本末を
うび又思ふ伊勢津彦とりよ神大風を起し立去
伊勢國風土記上の伊勢國小あい延喜神名式
水内郡風間神社み今も風間村とりよ俊頼朝臣の
哥シナ信濃シナ木曾踏シナのそらく嘆よタク風のそらくふ
遠間アリ夫木集シナ信濃踏シナや風のそらく心せよ

花の白い神垣シナとらめ俊頼朝臣難談抄
清輔朝臣茶草紙うと小風祝部の事シナわられ信濃
息長野シナひりいば篠野シナひう中川頭丸ハ萬葉集シナ三萬葉
信濃シナよりいば篠野シナひうシナいひ續日本紀
元正天皇養老五年六月辛丑割信濃國始置諏方國
聖武天皇天平三年三月乙卯廢諏方國并信濃國

上野

下野

和名抄小上野

加三豆介乃國舟在群馬郡國下野之毛豆介乃國

分為東西二郡舟中間國舟

舟在都賀郡

名義ハ毛野シナ國造本紀ふ難波高津朝御世元毛野國

分爲上下と爲り。されば上毛野下毛野うへしと二字と
定られ。一時よ毛字ハ畧れ。けれど猶毛といへる名の
うへて知て野字をハ唱へばさて毛トハ草木五穀うへ
といへる。一時よ木シヘリ。木シハ名うへる。下の紀伊
國の條よいへる須佐之男命の木種蒔とも思ひ合モ下
毛野筑後國よ大なる。歷木株うへり高九百七十丈うへ
て朝日影よハ肥前の杵島多良岑と覆ひ夕日影よハ
肥後の阿蘇荒爪山と蔽ひ。日本書紀と風土記より
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ
御毛國よりこの木僵として後其樹と踏て往來ゆゑ

書紀よ是居於御木川上くへ分註よ木此云開くへり
萬葉集ふも木ともとくらひ事うへり。さて令義
解よ謂土地之所生爲毛也。うへり外國よも左氏傳よ合
土之毛註毛草也。うへり字典よ桑麻五穀之屬皆曰毛と
あり。素問よ地有草木人有毛髮應之とあり。その外ふ毛
窮髮不毛もとくらひ。漢籍よ間々見えくらひさて又
或書よ引よ風土記よ上毛野下毛野者兩國中間有二野
曰佐野。笠懸野。其野中有一河号渡瀬。又有川曰佐野中
川以渡瀬爲兩國境川西曰上毛野東曰下毛野川東爲下
川西。曰上古今例也所以流東南也。又も者有田曰毛後除

毛字(とあ)

陸奥

和名抄小陸奥三叶ノアリ於久國
角在宮城郡名義ハ玉勝間ニ道之奥ト
り、意の名うるゝとあり古事記水埴宮の段は大昆古命
者遣高志道其子建沼河別命者遣東方十二道而云々^{二段ニモカナシテ}
この十二道ハ伊勢より陸奥までの十二國といへりこの國
東方の極タキよりバ道の奥うるゝとうつるし道より國と
いへり西北の國よて前後と道の口道の尻シラカミより國の
口國の尻シラカミ増垣家集よハ西國とそして奥の國アシカニ下。
ことひ事うるゝて陸奥と美知能久ミサノヒサクと云ふ。ハ能ノ於の
韻ウタハうるべ畠ハタケより玉勝間よ美知能國とのそりくよ
美知乃久ミサノヒサク久ヒサクとつひてハ乃久ヒサクとつひと重ハタハタうるゝて
ミツミツトトきよくよ乃久ヒサクと畠ハタケきてつひうヒツヒツうウ
ベベトトうウと又後よハ年都の國ヒサツノクニとソハ美知の國ミサノノクニと訛
りうるものうるを陸の字數ハタハタの六の字と通ハタハタ用すと
ひれに六の意と心得たり人ヒトもめんじとさよハあアハハ又
ひヒくクもの國クニとそりくヒツヒツれもうちモウチのうりくウリクともえ
くクと今ハもひつとのうひちヒツヒツへハひげヒゲよもくモモクと
くクとくクとくクとくク

和名抄又出羽以大波國府在半鹿郡名義ハ越の道の尻アシ道の奥

の出端國トタケツノ

以大波國府在半鹿郡

續日本紀元明天皇和銅元

年九月丙戌越後國言新建出羽郡許之云々同五年九月

己丑大政官議奏曰建國辟疆武功所賞設官撫民文教所
崇其比道蠻狄遠憑阻險竇縱狂心屢驚邊境自官軍電
擊凶賊零消秋部晏然皇民無擾誠望便乘時機遂置
一國式樹司寧永鎮百姓奏可之於是始置出羽國同年十月丁酉朔割陸奥國最上置賜二郡隸出羽國ト
ウノ國造本紀又諾羅朝御世和銅五年割陸奥越後
二國始置此國也トウさて或書より風土記の文より
上古此地貢鷺鷥之羽故曰出羽といふハ字よりづく

卷之二十一

十一

十二

十三

十四

十五

十六

